

小規模多機能型居宅介護いぶき

○介護保険給付対象サービスの費用

事業所のサービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領分は介護報酬の1割の額とします。

要介護認定において、自立及び要支援と認定された場合には、全額自己負担となります。

平成30年4月1日

介護度	同一建物内(1割負担)		同一建物外(1割負担)	
	単位	自己負担分	単位	自己負担分
要支援1	3,066	3,119円/月	3,403	約3,461円/月
要支援2	6,196	6,302円/月	6,877	約6,994円/月
要介護1	9,298	9,456円/月	10,320	約10,496円/月
要介護2	13,665	13,898円/月	15,167	約15,425円/月
要介護3	19,878	20,216円/月	22,062	約22,437円/月
要介護4	21,939	22,312円/月	24,350	約24,764円/月
要介護5	24,191	24,603円/月	26,849	約27,306円/月
加算	小規模多機能型居宅介護初期加算 30単位(1日につき)			
	※要介護者のみ			
	小規模多機能型認知症加算Ⅰ	800単位(1月につき) ※日常自立度Ⅲ～M		
	小規模多機能型認知症加算Ⅱ	500単位(1月につき) ※介護度2 日常自立度Ⅱ		
	総合マネジメント体制加算	1000単位(1月につき)		
	小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅰ	640単位(1月につき)		
	看護職員配置加算Ⅰ	900単位(1月につき)		
	看取り連携体制加算	64単位(1日につき)		
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	102単位(1月につき)		
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	203単位(1月につき)		
	若年性認知症利用者受入加算(介護)	814単位(1月につき)		
	若年性認知症利用者受入加算(予防)	458単位(1月につき)		
	栄養スクリーニング加算	5単位(1回につき)		
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した介護保険単位数 相当する単位数 10.2%		

※1 負担割合が2割の方は、上記料金が約2倍になります。

※2 介護報酬 1単位あたりの単価は10.17円です。

※3 初期加算は1か月あたりを30日として計算しています。

※4 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は1ヶ月に算定した介護保険単位数(要介護度別サービス単位数+各種加算単位数)×10.2×10.17(地域単価)が利用者様の自己負担になります。

※5 端数処理により、金額が異なる事があります。